

■ 概要

1. 基本事項

本県の共通仕様書は、国土交通省の共通仕様書に準拠しており、令和4年4月、令和5年4月、令和6年4月に国土交通省の共通仕様書（測量業務、地質調査業務、設計業務等）が一部改定されたため、本県の共通仕様書を一部改正するものである。

2. 改正対象

- ・ 測量業務共通仕様書
- ・ 地質・土質調査業務共通仕様書
- ・ 設計業務等共通仕様書

3. 主な改正内容

【測量、地質調査、設計業務等共通】

- ・ 「情報共有システム」使用等に係る「用語の定義」の修正
- ・ 「受発注者の責務」に働き方改革、人材確保に係る文言の追記
- ・ 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」廃止に伴う削除
- ・ 「保険加入の義務」に現場作業が発生する場合の労災保険加入に係る文言の追記
- ・ 共通特記仕様書にウィークリースタンス、情報共有システム（ＡＳＰ）を追記

【地質調査業務】

第1章 総則

- ・ 「照査の実施」の第2項以下を追記（国共通仕様書：平成28年度より記載）

第2章 機械ボーリング

- ・ 掘進長の検尺に遠隔臨場を追記
- ・ 採取したコアの提出の要否について追記

第4章 サウンディング

- ・ 「スウェーデン式サウンディング試験」の呼称変更による修正

【設計業務】

第1編 共通編

- ・ 「（参考）主要技術基準及び参考図書」の時点修正及び追記

第4編 砂防及び地すべ対策編

- ・ 「水系砂防調査」の呼称変更による修正

第6編 道路編

- ・ 舗装工設計における参考著書を追記